118番緊急通報に係る位置情報通知の活用

海上保安庁では,携帯電話等からの118番緊急通報の発信位置を迅速に把握することができる「位置情報通知システム」を導入し,平成19年4月1日から運用を開始している。

このシステムは,全国の各管区海上保安本部運用司令センターにおいて,携帯電話等から118番緊急通報があった場合に音声通話と併せて位置情報通知を受信し,司令台の電子海図上に表示することができる。

対象となる電話は、携帯電話(第三世代と呼ばれる機種)及びIP電話(モバイル型を除く。)で、携帯電話からの通報の場合、GPS対応機種ではGPS測位情報が通知され、それ以外の機種では基地局の場所から算出される位置情報が通知される。

位置情報通知システムの概要 通報者 GPS測位等[®] ※GPSを内蔵していない機種は、 基地局からの測位方式となる。 携帯電話基地局 1業者 位置情報 位置情報の 通報サーバ 音声通話 NTT東西の 公衆電話交換網 IP-VPN回線 管区海上 保安本部 司令台 地図表示+文字表示

平成18年に海上保安庁が118 番緊急通報により第一報を入手 した海難及び人身事故のうち, 携帯電話からの通報によるも のは,海難船舶956隻中723隻 (75.6%),人身事故543人中 292人(53.8%)と全体の過半 数以上を占めている。

携帯電話からの通報の場合, 目印となる物標が少ない海上で は,通報者が現在位置を正確に 伝えられないため,通報位置を 特定するのに時間を要すること があった。このシステムの導入 により,通報位置を瞬時に把握 し,迅速かつ的確な海難救助等 を実施することが可能となり, 第8次交通安全基本計画(平成 18年3月14日中央交通安全対 策会議決定)に掲げた「平成22 年までに年間の海難及び船舶か らの海中転落による死者・行方 不明者数を220人以下とする」 という目標達成に大きく寄与す るものと考えられる。